



株式会社まるしん商事と札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定 協 定 書

(第 210007 号)

株式会社まるしん商事と札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

株式会社まるしん商事は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組について、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理 | 2 商品の品質管理 |
| 3 従業者等の衛生管理 | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1～4以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

令和8年10月9日

株式会社まるしん商事
代表取締役

朝倉 隆介

札幌市
市長

秋元 克広

わが社のマイルール 基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- 札幌市西区・手稲区の小中学校、保育園、幼稚園等の食の安全を守るために HACCP の考え方に基づく衛生管理を遵守します。
- 作業場内について、整理整頓を行い、清潔を保っています。
- 器具類の洗浄・消毒の徹底に努めています。
- 冷蔵庫・冷凍庫の温度管理を1日2回行い、品質管理を徹底しています。
- 着用する帽子・白衣は、専門業者によってクリーニングを行っております。